

衆議院法制局特定事業主行動計画の実施状況（平成29年度）及び 衆議院法制局における女性の職業選択に資する情報の公表

平成30年6月29日

衆議院法制局では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）及び「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする「衆議院法制局特定事業主行動計画」を策定・実施しています。

今般、女性活躍推進法第15条第6項及び次世代育成支援対策推進法第19条第5項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。あわせて、女性活躍推進法第17条の規定に基づき、衆議院法制局における女性の職業選択に資する情報を公表いたします。

I 衆議院法制局特定事業主行動計画における目標及びその達成状況

（衆議院法制局における女性の職業選択に資する情報の公表を含む）

1 採用した職員に占める女性職員の割合

【目標（計画期間における平均）】

採用者に占める女性の割合 30%以上

【達成状況】採用した職員に占める女性の割合

<採用区分別>

（女性採用者数/採用者数）

	総合職	一般職	計
平成29年度	33.3% (1人/3人)	採用者なし	33.3% (1人/3人)

※小数点第2位切捨て

2 年次休暇の年間平均取得日数

【目標（毎年）】

年次休暇の年間平均取得日数 16日以上

【達成状況】年間平均取得日数（1月～12月）

	平成29年
平均取得日数	11.5日

※小数点第2位切捨て

3 育児休業取得率

【目標（平成32年度）】

男性職員の育児休業の取得率 13%

【達成状況】男性職員の育児休業取得率

	平成29年度
取得率	50.0% (4人/8人)

※小数点第2位切捨て

<男女別・採用区分別の育児休業取得率>

	総合職		一般職	
	男性	女性	男性	女性
平成29年度	50.0% (4人/8人)	100% (1人/1人)	該当者なし	該当者なし

※小数点第2位切捨て

4 男性職員による子どもの出生時における特別休暇及び育児参加のための特別休暇※の取得状況

※以下、「男性職員による子どもの出生時における特別休暇」は「配偶者出産休暇」、
「育児参加のための特別休暇」は「育児参加休暇」という（目標枠内はそのまま記載）。

【目標（毎年度）】

男性職員による子どもの出生時における特別休暇（2日）及び育児参加のための特別休暇（5日）の取得率100%、合計平均取得日数（対象者平均）5日以上

【達成状況】

	配偶者出産休暇		育児参加休暇		合計平均取得日数 (対象者平均)
	取得率 (取得者/対象者)	平均取得日数 (対象者平均)	取得率 (取得者/対象者)	平均取得日数 (対象者平均)	
平成29年度	100% (7人/7人)	2.0日	100% (7人/7人)	4.5日	6.5日

※小数点第2位切捨て

Ⅱ 衆議院法制局における女性の職業選択に資する情報の公表（Ⅰ以外）

1 男女の継続勤務年数の差異（年間の離職率）

	男性	女性
平成29年	0%	5.56%

※定年退職、死亡退職、分限、任期満了に伴う退職等は対象外。

※小数点第3位四捨五入

2 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

	平成30年4月現在
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	13.8%

※小数点第2位四捨五入

※管理的地位にある職員・・・行政職給料表（一）7級以上及び指定職給料表の適用職員

3 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

役職段階	平成30年4月現在
指定職級	12.5%
課長級	14.3%
課長補佐級	25.0%
係長級	36.4%

※小数点第2位四捨五入

※指定職級・・・指定職給料表の適用職員

※課長級・・・行政職給料表（一）7級以上の適用職員

※課長補佐級・・・行政職給料表（一）5級又は6級の適用職員

※係長級・・・行政職給料表（一）3級又は4級の適用職員

Ⅲ その他の主な取組内容

- 定時退庁日の設定
- 職員採用パンフレットへの女性職員の活躍状況の掲載
- 職員の子どもを対象とした『子どもの職場見学』への参加呼掛け